指定訪問看護ステーションハーモニー 運営規程

（事業の目的）

第１条医療法人敬寿会が開設する指定訪問看護ステーションハーモニー(以下「ステーション」という。)が行う指定老人訪問看護・指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にあり、かかりつけの医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事務所の名称等）

第３条事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 訪問看護ステーションハーモニー

（２）所在地 大府市吉川町１丁目55番地

（職員の職種、員数、職務内容）

第４条ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者 看護師１名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）看護師等

看護師　2.5名以上（常勤換算）

訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

（３）事務職員１名(非常勤) 必要な事務を行う。

2 職員の員数は、業務の状況に応じて増減する。

（営業日及び営業時間）

第５条ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおり定めるものとする。

（１）営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月13日から15日、12月29日から１月３日までを除く。
（２）営業時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

第６条訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
（１）訪問看護の利用希望者が主治医(かかりつけ医)に申込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
（２）利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(訪問看護の内容)
第７条訪問看護の内容は次のとおりとする。
（１）病状、障害の観察
（２）清拭、洗髪等による清潔の保持
（３）食事および排泄等日常生活の世話
（４）褥瘡の予防・処置
（５）リハビリテーション
（６）ターミナルケア
（７）認知症患者の看護
（８）療養生活のための介護方法の指導
（９）カテーテル等の管理
(10) その他医師の指示による医療処置

第８条看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
主治医に連絡が困難な場合は緊急搬送などの必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料等)
第９条指定訪問看護を提供した場合利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得る事とする。
3. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は、1回の訪問について通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル毎に50 円加算した額(非課税)を徴収する。
4. 日常生活上必要な保険適応外の衛生材料などは、実費相当額とする。

5. 死後の処置料は、15 ,000 円とする。
6. 基本利用料のほか、その他の利用料として次の額の支払いを受ける。
(1) 医療保険で営業日以外に行った場合の訪問看護料金: 1 回（60 分未満）3,000 円、ただし 60 分を超えた場合は 30 分毎 3000 円加算
(2) 医療保険・介護保険で 90 分を超えて行った場合の訪問看護料金:
30 分あたり 4,000 円
(3) 医療保険で訪問看護を行った場合の交通費として 1 回の訪問につき次のとおり定める（非課税）。

ステーションから片道 6 キロメートル以下は 300 円
ステーションから 6 キロメートルを越え 8 キロメートル以下は
400 円
ステーションから 8 キロメートルを越え 10 キロメートル以下は 500 円
ステーションから 10 キロメートルを越える場合 1 キロメートル毎に
50 円加算した額

7. キャンセル料を次のとおり定める。

・訪問当日のキャンセルは、一律 1,000 円を徴収する。
・利用者宅訪問後の利用中止依頼若しくは不在の場合は、一律 3,000 円を徴収する。

8. 医療保険・介護保険対象外のサービスは、1 時間単位で 10,000 円とし、夜間割増率は介護保険に準ずる。

（通常の事業の実施地域）
第 10 条通常の事業の実施地域は、大府市全域と東海市（名和地区を除く）、知多市（八幡、巽が丘地区）、東浦町の緒川以北とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第 11 条事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問看護師等に周知徹底を図ること。
(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
(3) 事業所において、訪問看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年 1 回以上）実施すること。
(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）
第 12 条訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（ 1 ）採用時研修採用後 3 ヶ月程度
（ 2 ）継続研修随時

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人敬寿会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。